

学校法人中央学院役職者の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中央学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条第2項第4号の規定に基づき、法人の役職者の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人の役職者とは、役員、評議員並びに顧問、参与をいう。
- (2) 役員とは、寄附行為第5条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の理事とは、寄附行為第7条第1項第1号並びに第14条第2項、第3項、第4項及び第5項に定める職務執行者で原則週3日以上勤務をすることが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 監事とは、寄附行為第23条に定める者をいう。
- (6) 評議員とは、寄附行為第34条第1項に定める評議員会を構成する者をいう。
- (7) 顧問、参与とは、寄附行為第33条に定める者で、理事長が理事会において同意を受け委嘱した者をいう。
- (8) 役職者の報酬とは、報酬、退職慰労金としての職務執行の対価をいう。
- (9) 費用とは、役職者としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬と退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 (別表第1) に定める額
- (2) 賞与 支給しない。
- (3) 退職慰労金 学校法人中央学院役員退職慰労金規程（以降、規程と称す。）に基づき支給する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は（別表第2）に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は（別表第3）に定める額とする。
- 4 顧問、参与に対する報酬の額は（別表第4）に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給日は、中央学院給与規則に準ずる。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった場合に、別表に従いこれを支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として役員等の報酬を公表する。

(報酬等の減額)

第9条 将来の災害や入試状況等の環境変化により、法人の財政が著しく悪化することが予想される場合、理事長は理事会、評議員会に諮り、規程上の報酬額の一部を減額又は停止することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(別表第1) 常勤の役員の報酬

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 1,000,000円
代表業務執行理事	月額 600,000円
常務理事	月額 500,000円
学長兼務の常務理事	月額 20,000円
交通費の内、75歳誕生日からは、新幹線等の通勤利用を認める。	

(別表第2) 非常勤の役員の報酬

役職名	報酬の額
理事 (法人の職員外の理事)	担当理事手当 月額 20,000円 (寄附行為第14条第6項) (理事会出席手当は支払わない)
	担当理事以外の理事の理事会出席手当 1日 30,000円
理事 (法人の職員理事)	担当理事会議出席手当 1日 2,000円 (理事会出席月にはこの手当は支払わない)
	理事会出席手当 1日 2,000円
監 事	①原則年36日出校 月額 100,000円
	②36日を超える出校は、1日30,000円を17日を 限度とし翌年度初めに一括支給する。
①交通費は支給しない。	
②特別功労金の支給については、規程に基づき理事会で決定する。	

(別表第3) 評議員の報酬

役職名	報酬の額		
評議員 (法人の職員外評議員)	評議員会出席手当	1 日	1 0, 0 0 0 円
評議員 (法人の職員評議員)	評議員会出席手当	1 日	2, 0 0 0 円
①評議員会 議長手当		1 日	2, 0 0 0 円
②評議員会 副議長手当		1 日	1, 0 0 0 円
①交通費は支給しない。 ②ただし、法人の職員外の評議員で我孫子駅を起点に現住所の最寄り駅が 100km を超える者は、普通乗車券と新幹線座席指定席等の利用を認め交通費を支給する。			

(別表第4) 顧問、参与の報酬

役職名	報酬の額		
顧 問	月額		1 0 0, 0 0 0 円
参 与	月額		7 0, 0 0 0 円
①交通費は支給しない。ただし、顧問及び参与で 75 歳誕生月からは、普通乗車券と新幹線座席指定席等の通勤利用を認め交通費を支給する。 ②理事長（構成員経営会議）の判断で週 2 日の勤務を依頼する場合には、月額 300, 000 円を上限にしてこれを認めることができる。 この場合、交通費の実費は支給し、75 歳誕生月からは、新幹線等の通勤利用も認める。 ③顧問の特別功労金の支給については、規程に基づき理事会でこれを決定する。			

附則 この学校法人中央学院役職者の報酬等の支給の基準の制定に伴い、以下の規程は廃止する。

- ・「学校法人中央学院役員報酬規程」（平成 1 0 年 4 月 1 日制定）
- ・「学校法人中央学院監事報酬規程」（令和 5 年 7 月 2 6 日制定）
- ・「学校法人中央学院評議員報酬規程」（平成 1 6 年 5 月 2 6 日制定）

学校法人中央学院役員退職慰労金規程

(平成9年1月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、常勤の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の退職慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(退職慰労金の支給)

第2条 役員の退職慰労金は、在任中の功労に報いるため、役員が退任したときに本人に支給する。ただし、死亡による退任の場合には遺族に支給する。

2 退職慰労金を受けることの出来る遺族の範囲は次のとおりとする。

配偶者及び子

3 前第1項の規定にかかわらず、学校法人中央学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第11条の規定により解任されたものには支給しない。

(支給基準)

第3条 役員の常勤の期間（専任教職員の身分にあった期間を除く。）に対する退職慰労金は、常勤を退任した日におけるその者の報酬月額に、役員を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に在任期間を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 1年につき100分の140

(2) 常務理事 1年につき100分の120

(3) 常勤監事 1年につき100分の100

2 本規程制定日現在、非常勤の役員のうち、過去に常勤の期間（専任教職員の身分にあった期間を除く。）のあった者に対する退職慰労金は、基準報酬額を100万円とし、基準報酬額に前項各号に掲げる区分に応じ、その割合を乗じて得た額に在任期間を乗じて得た額とする。

(退職慰労金の最高限度額)

第4条 前条の規定により算出した退職慰労金の額が、役員の退任の日における報酬の月額に50を乗じて得た額を超える時は、前条の規定にかかわらず、その50を乗じて得た額を限度とする。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の計算は、常勤の役員としての就任から退任までの年数とし、在任1年未満の月数については、その月数を12で除して計算し、1ヶ月未満の日数は、1ヶ月として計算する。

(退職慰労金の端数)

第6条 第3条の規定により計算された退職慰労金の額に1万円未満の端数が生じた時には、1万円を切り上げることとする。

(特別功労金)

第7条 在任中、特に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の他に特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の額は、第3条の規定により算出された額を限度とし、理事会において決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 1 この規程は、平成9年1月28日より施行する。

附則 2 この規程は、平成8年12月1日より適用する。

附則 この規程は、令和元年11月27日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

学校法人中央学院特別功労金規程

(平成9年1月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、非常勤の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び寄附行為第24条に定める学院長及び顧問の特別功労金について必要な事項を定めるものとする。

(特別功労金の支給)

第2条 特別功労金は、その在任期間中、特に功労が顕著であった者に対し支給することができる。

(特別功労金の決定)

第3条 特別功労金の支給については、この規定に基づき、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、平成9年1月28日より施行する。

附則 この規程は、令和元年11月27日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。